

新潟県養育費確保支援事業補助金交付申請書

年 月 日

新潟県知事 様

氏名 千 一
 (補助金申請者) 住所 新潟県

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

新潟県養育費確保支援事業について、下記のとおり補助金を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、また、記載内容が事実と異なることが判明する等支給対象とならないことが明らかになった場合には補助金を返還することを誓約します。

1. 養育費の取決めの対象となる児童

	(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	同居・別居の別	住所(別居の場合)
1		年 月 日	歳	同居・別居	
2		年 月 日	歳	同居・別居	
3		年 月 日	歳	同居・別居	
4		年 月 日	歳	同居・別居	

2. 交付申請額等

補助区分(☑を記入)	申請者が負担した金額 (算定基準額)	交付申請額
<input type="checkbox"/> 公正証書等作成費用補助 <small>※養育費以外(年金分割、財産分与、慰謝料など)の取決めに係る手数料は除く。</small>	① 円	A(①×1/2)※上限75,000円 円
<input type="checkbox"/> 養育費保証契約費用補助	② 円	B(②×1/2)※上限50,000円 円
<input type="checkbox"/> 強制執行申立て費用補助	③ 円	C(③×1/2)※上限50,000円 円
交付申請額 (A、B、Cの合計額)		円

3. 同一の児童及び支給対象経費に関する補助金等(他自治体が支給したものを含む)の受給実績

過去に他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けていない(受給実績がないことを確認し、☑を記入)

4. 振込先金融機関

補助金が交付決定された場合は、下記の振込口座へ振り込んでください。

金融機関名		支店名	
口座番号	普通	フリガナ	
	当座 ()	口座名義	

【裏面もご確認ください。】

【添付書類の確認】		チェック
共通	○児童扶養手当証書の写し ※児童扶養手当を受給していない場合は、申請者及び児童の戸籍謄本(又は抄本)及び住民票の写し	<input type="checkbox"/>
	○通帳の写し等、振込先銀行口座が分かるもの (金融機関名、支店名、口座種別(普通、当座、貯蓄など)、口座番号、口座名義が確認できる書類)	<input type="checkbox"/>
公正証書 等作成	○補助対象経費にかかる領収書等の写し(申請者本人が負担したものに限り) 【補助対象経費】 ・養育費取り決めのための弁護士等への相談費用 ・弁護士等への公正証書原案の作成依頼費用 ・公正証書作成時における公証役場への立ち会いの代理人として弁護士等に依頼した際の費用 ・公証人手数料令に定められた公証人手数料 ・家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代 ・弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用 ・その他知事が認めるもの	<input type="checkbox"/>
	○養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る)の写し (公正証書(強制執行認諾約款付きのものに限る。)、調停調書、審判書、判決書等)	<input type="checkbox"/>
	○養育費の債務名義化ができなかったこと理由書(様式第2号) ※補助対象経費を負担した翌日から6か月以内に養育費の取決めに至らなかった場合に限る	<input type="checkbox"/>
養育費 保証契約	○補助対象経費にかかる領収書等の写し(申請者本人が負担したものに限り) 【補助対象経費】 ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料(初回契約時のものに限る)	<input type="checkbox"/>
	○養育費保証契約に係る契約書(保証期間が1年以上のものに限る)の写し	<input type="checkbox"/>
	○養育費の取決めを交わした文書の写し(公正証書、調停調書、審判書、判決書等)	<input type="checkbox"/>
強制執行 申立て	○補助対象経費にかかる領収書等の写し(申請者本人が負担したものに限り) 【補助対象経費】 ・強制執行申立てに要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代 ・強制執行申立てを弁護士等に依頼した際の費用 ・その他知事が認めるもの	<input type="checkbox"/>
	○養育費の取決めを交わした文書の写し(公正証書、調停調書、審判書、判決書等) ※申請時点で有している場合に限る	<input type="checkbox"/>
	○申立ての結果が分かる書類の写し(債権差押命令など)	<input type="checkbox"/>
その他	○これらのほか知事が必要と認める書類(必要な場合のみ)	<input type="checkbox"/>